区 分	メニュー	対象事業	輝き度	報償金					担当課	
区 刀	ノーユー	刈豕争未	区分	加算	A	В	С	D	Е	担当床
「輪」	(1)	守山野洲交通安全コンクール(7〜9月)への参加が条件です。 (コンクールの参加だけでは報償の対象となりません。コンクール期間中または期間外に実施した個別の 取組が必要となります。)		2 自治会以上での 連携した取組	5事業以上取組	4事業取組	3事業取組	2事業取組	1事業取組	
人と人の つながり	交通安全	(1) 自転車の安全利用に関する取組 (自転車の賠償責任保険への加入促進、ヘルメット着用の啓発、自転車教室の開催等) (2) 交通安全対策に関する取組 (交通安全啓発看板・飛び出し坊や等の設置、カーブミラーの清掃活動等)	取組事業数	各10,000円	50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	危機管理課
	(注) 連携加算については、日程を決め、啓発活動や事業に共同で取り組まれた場合に限ります。									
「和」	(2) 防災・防犯	(1) 防災意識、防災力の向上 (消火栓用器具等の点検、普通救命講習の受講、集落内の防災パトロールの実施、自治会主体での個別 避難計画の作成等) (2) 防犯意識の向上、地域の防犯対策		個別避難計画 作成の取組 10,000円	5 事業以上取組 50,000円	49,000円	3事業取組 30,000円	2事業取組 20,000円	1 事業取組	危機管理課
互(いの)協力		(青色回転灯車による防犯パトロール、安全・安心メールの利用促進等)								
	交流.	(1) 居場所づくり・生きがいづくり (自治会館の開放、寺子屋のような世代間交流の場、知識や経験を活かした活動、地域貢献活動、子ど も食堂等) (2) 住民同士の絆づくり (運動会、文化祭、趣味の発表会や展示会の開催など、住民同士の絆づくりを目的とし、全住民が参加		2 自治会以上での 連携した取組	5 事業以上取組	4事業取組	3事業取組	2事業取組	1事業取組	健康福祉政策課
	(多世代交 流、居場所・ 生きがい・担 い手づくり)	(運動云、文化宗、海珠の鬼衣云や展示云の開催など、住民向上の料づくりを目的とじ、主任氏が参加 対象となるイベント等の開催) (3) 自治会事務の効率化・担い手づくり (200M活用による事業実施(勉強会や講座、交流会の開催) やSNS・ホームページによる自治会情報の発 信など、若い世代をはじめ、住民に自治会活動を知ってもらうための取組や自治会事務の効率化を図 る取組)	取組事業数	各10,000円	50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	長寿政策課 こども家庭相談 課 市民協働課
「話」		(注) 連携加算については、年1回以上交流できる機会の場を設けてください。								
•	<u>(4)</u>	治会事業として、貸切バスまたは公共交通の利用による研修会等の実施			大型	中型	小型	マイクロ	公共交通	
対話・ コミュニ ケーション	(バス) (注3) 行楽のみの実施は対象外です。必ず実地での研修・学習の内容を取り入れてください。 (バス車内		バスの種類 (1台あた り)		45, 000円	30,000円	25, 000円	20,000円	10,000円	・ 市民協働課 都市計画・交通 政策課
-	(1) 健(検)診受診率向上への取組【必須】 (健(検)診の重要性の講座の関係 啓発チラシの作成等)			2 自治会以上での 連携した取組	5事業以上取組	4事業取組	3事業取組	2事業取組	1事業取組	すこやか生活課
	健康	(健(検)診の重要性の講座の開催、啓発チラシの作成等) 2) 健康づくり・健康意識の向上等への取組 (健康推進員による出前講座等を含む) (健康教室の開催、ウォーキング大会の開催、グラウンドゴルフ大会・教室の開催等) 3) 介護予防につながる取組 (継続的な体操教室、在宅医療や認知症・フレイル予防等介護に関する学習会の開催等)		各10,000円	50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	•
		(注) 連携加算については、グラウンドゴルフ等のイベント等の取組に限ります。								市民協働課
•	⑥ ごみの減量化	(1) ごみの減量化・再資源化への取組			5 事業以上取組	4事業取組	3事業取組	2事業取組	1事業取組	ごみ減量推進課
	・再資源化	(正しいごみ・資源物の出し方やルールの啓発、ごみ集積所の立会啓発、環境センター見学会等) (2) 不法投棄・持ち去り対策 (ポイ捨て防止・不法投棄防止の看板設置、持ち去り抑制の掲示物の設置等)	取組事業数		50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	上 汗古垤扣鈥鉀
「環」	(2)	(1) 環境学習会の開催 (ほたる、水環境保全(琵琶湖、野洲川、赤野井湾、木浜内湖等)をテーマとした講師派遣による学習		2 自治会以上での 連携した取組	5事業以上取組	4事業取組	3事業取組	2事業取組	1事業取組	
資源循環型 社会 (環境宣習 都現現 は は は は に に に に に に に に に に に に に に に	(3) ペットの飼養マナーアップに関する取組 (チラシやポスター、看板の新設、ペットマナーアップ巡回活動等) (注) 連携加算については日程を決め、啓発活動や事業に共同で取り組まれた場合に限ります。		取組事業数	各10,000円	50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	環境政策課
けた取組)	(1) 学習会の開催 (地球温暖化防止、省エネルギー、公共交通をテーマとした講師派遣による学習会開催等)				5事業以上取組	4事業取組	3事業取組	2事業取組	1事業取組	環境政策課
脱炭	脱炭素	(2) 地球温暖化防止、省エネルギーの推進に関する取組 (クールビズ・ウォームビズ、節電、節水、省エネ家電の活用に関する啓発、太陽光発電・蓄電池の導入、再エネ電気への切り替え、省エネ、断熱リフォームに関する啓発、食の地産地消、脱炭素型の製品・サービス利用に関する啓発、バス、も一り一カーの利用促進等)			50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	都市計画・交通 政策課
その他	(9) 先駆け	地域の特色を活かしたまちづくりや他の自治会の模範となる新たな取組の実施 (支給対象は2事業まで、同一事業は3年まで)	取組事業数		2事業以上取組	1 事業取組				古民物働細
てり他	元為四月	(注1) 祭礼行事の実施は対象外です。 (注2) ソフト事業のみが対象です。 (注3) 取組自治会は、必ず先駆けレポートを提出してください。			60,000円	30,000円				市民協働課

備考 ※他の助成や補助を受けて実施される取組は対象外です。(市や市社協が作成した看板等も対象外)
※各メニューの取組事業数等による輝き度区分の報償金を支給します。
※2自治会以上での連携した取組を受けられる場合は、各自治会の実施計画・実績報告ともに連携する自治会名を報告してください。また、連携する全自治会が同メニューを活用してください。
(地域連携加算の対象は、該当するメニューごとにその基準等を満たす1事業のみとなります。)
※取組内容により、対象となるための要件がある場合があります。
※複数のメニューで対象となる取組内容であっても、原則、1つのメニューのみでの申請となります。(例外あり)
※対象事業や要件等の詳細については、「申請の手引き」冊子に記載しています。

「輪」人と人のつながり

1 交通安全



担当課:危機管理課(077-582-1119)

メニュー	対象事業	取組事例
	(1)自転車の安全利用に関する 取組	・自転車の賠償責任保険への加入促進 ・ヘルメット着用の啓発 ・自転車教室の開催 (点検方法、乗り方の指導) ・自転車の正しい乗り方の啓発 ・路上放置自転車防止の啓発
交通安全 【必須】交通安全コン クールへの参加申込と実 施報告の提出 (※)	(2)交通安全対策に関する取組	・交通安全啓発看板、飛び出し坊や等の設置 ※当年度に自治会が独自に準備したものが対象 〈対象外例〉市社協作成のもりぴー飛び出し坊や、市作成の 啓発看板など ・危険箇所の点検、ヒヤリハットマップの作成 ・カーブミラーの清掃活動(※) ・【通】子どもの登下校見守り(週1回以上) ・交通安全教室の開催 ・迷惑駐車や不法駐車対策 ・飲酒運転追放の啓発 ・免許返納制度に関する周知 ・懇談会(話し合い)の開催

〈報償金額〉

A:5つ以上取組で**50,000円** B:4つ取組で**40,000円** C:3つ取組で**30,000円**

D: 2つ取組で**20,000円** E: 1つ取組で**10,000円**

【地域連携加算】+10,000円

上記(1)、(2)の取組のうち、他の自治会と共同での取組が1つ以上あれば加算

〈その他の要件・注意事項〉

※ 交通安全コンクール (7~9月)への参加必須 (危機管理課から参加申込の案内あり)

- ・コンクールの参加だけでは報償の対象とはなりません。コンクール期間中に個別の取組を実施され、実施報告を危機管理課に提出してください。
- ・本コンクールに取り組まれない場合は「交通安全」メニューは全て対象外となります。

※ カーブミラーの清掃活動について

- ・ミラーを雑巾や乾いた布で拭くと細かい傷が付き、劣化の原因となりますので、実施いただく場合には柔らかい布を用意したり、 布をよく湿らせて実施してください。
- ・汚れがひどい場合は、柔らかいスポンジか布等に中性洗剤をつけて洗浄後、洗剤を十分に洗い流してから水拭きし、最後に 空拭きしてください。

〈事業報告書への添付書類の例〉

各取組の実施期間や内容がわかる書類…実施日一覧、写真、開催案内、啓発チラシや広報紙等

「和」互いの協力

2 防災・防犯













担当課: 危機管理課(077-582-1119)

メニュー	対象事業	取組事例
防災・防犯	(1)防災意識、防災力の向上	・避難行動要支援者に関する学習会、周知啓発等 ・図上訓練の実施、周知・啓発(避難所や避難ルートの確認、避難所運営方法の確認等) ・【通】消火栓用器具等の点検(月1回以上) ・普通救命講習の受講(10人以上) ・「防災」に関する講習会の実施・周知・啓発(消火器・防災設備の操作法、非常用持ち出し備品、災害への備え等) ・【通】集落内の防災(防犯)パトロールの実施(月1回以上) など ・自治会主体での個別避難計画の作成(3件以上)※詳細はP9 ※自治会で本人(家族)に説明し、関係者との情報共有会議(本人(家族)、自治会、民生委員もしくは福祉協力員参加)を経て作成され、市に計画が提出されたもの
	(2)防犯意識の向上、地域の 防犯対策	 【通】青色回転灯車による防犯パトロール (週1回以上) ※警察署での講習の受講が必要。詳細はP13 ・安全・安心メールの利用促進 ※詳細はP14。「安全・安心メールの利用促進にかかるチラシの作成について」を確認し、必要事項を記載したものを作成してください。配信内容、メールアドレス、ドメイン等、令和6年度から変更している箇所があります。 ・「防犯」に関する講習会の実施、周知・啓発 (詐欺、盗難、空き巣対策等)

〈報償金額〉

A:5つ以上取組で**50,000円** B:4つ取組で**40,000円** C:3つ取組で**30,000円**

D: 2つ取組で**20,000円** E: 1つ取組で**10,000円**

【個別避難計画加算】+10,000円

上記「自治会主体での個別避難計画の作成」に取り組まれた場合加算

- ・各取組の実施期間や内容がわかる書類…実施日一覧、写真、開催案内、啓発チラシや広報紙等
- •「自治会主体での個別避難計画の作成」
 - ・・・・P68 様式第1号(別紙)「防災・防犯」に必要事項を記入すること。個別避難計画の写しの添付は不要です。

個別避難計画の作成について

担当課:危機管理課(077-582-1119)

1個別避難計画とは

個別避難計画(以下、「計画」とする。)とは、高齢者や障害者など、災害時に自分で避難することが困難で支援を必要とする方(災害時要援護者)が、災害時にどこに避難すればよいか、また、避難にあたってどのような支援が必要で、地域の助け合いの中で誰にどのような支援をお願いしたいかを、あらかじめ確認し、地域で共有しておいていただくために作成する計画書です。

※計画様式は添付のとおり

2 個別避難計画の作成手順について

以下の①から④の手順により、作成してください。

- ① 市から提供された避難行動要支援者名簿(同意者名簿)より、計画の対象となる方を自治会で選定してください。
- ② 対象となった方のお宅に訪問し、計画の趣旨を説明した上で、意向確認を行ってください。
- ③ 計画を作成(記入はご本人もしくはご家族)してください。
- ④ 総括表および計画を市危機管理課へ提出してください。
- * 1 計画作成にあたって、対象者(およびご家族)、自治会担当者、 民生委員・ 児童委員もしく は福祉協力員(場合によってはケアマネジャーもしくは相談支援専門員などの福祉専門職)で情報 共有をお願いします。
- * 2 計画には、避難行動要支援者名簿の情報項目に加えて、<u>支援者、避難場所</u>を記入してください。 この他、記入できる範囲で構いませんので、できるだけ計画の欄をうめてください。 あわせて対象者宅からの避難経路を記載した地図も添付して下さい。地図は手書きでかまいません。
- *3 市への提出とは別に計画の複写を1部以上、自治会で保管いただくようお願いします。

総括表

-					
	自治会	令和	年	月	日作成

【個別避難計画 個票】

番	番 避難行動要支援者名	計画作	危機管理課への提出日 (*本総括票と一緒に提出			
号		役職等	氏 名	される場合は記載不要です。)		
1				年月日		
·				, + // H		
2				年月日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		
5				年月日		
	のが見ばない場合は、木様式を指定し			/, L		

* 枠が足りない場合は、本様式を複写し別表としてください。

課題点(計画作成において気になる点についてお書きください。)	

避難行動要支援者 登録申請書 兼 個別避難計画書

	年	月 日	<u>作成</u>						
への掲載なら 私が届けたT	がに個別派 記の個人性 長員児童委員	選難計画と 青報を市が	する条例の目 : して登録する 、避難支援者 ፤祉協議会、消	ことを希望 (人)	望します。 (自主防災	また、 ٤組織	・市提出用原本 ・自治会用 ・民生委員用		
(ふりがな) 本人氏名			(ふりがな) 代理人氏名			続柄	—		
【避難行動	要支援者】								
住 所				生年月日	年	月日	男・女		
方書					世帯構成 本人含む)		人 (配偶者・父母・子・孫・他)		
電話番	·号等	自宅			携帯				
		FAX			メール				
避難する <u>※避難経</u>					自治	会			
利用してい	る事業所	電話番号	1 ()	民生委 児童委	-			
かかりつけ医	医療機	関()	担当医) [電話番号	· ()		
要支援者区	分(該当す	る項目を	〇で囲んでくた	ださい)			昼間独居の有無		
1 75歳以上でひとり暮らしの方 2 75歳以上の高齢者のみ世帯の方 3 65歳以上の高齢者のみ世帯で次の区分に該当する方 ① 要介護又は要支援 1・2に認定 ② 総合事業の対象の方 4 身体障害者手帳(1~3級)の交付を受けている方 5 要介護(介護度 3~5)の認定を受けている方 6 療育手帳の交付を受けている方 7 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 8 その他()					有 • 無				
受けたい支援の内容(該当する項目を 〇で囲んでください)									
① 安否確認のみで良い(災害時の情報伝達を含む。)② 避難場所まで付き添ってほしい③ 避難場所まで搬送してほしい④ その他(
避難時や避難生活での留意事項(服薬や電源の要否や集団生活可否など、特にこれだけは知ってほしいという内容についてお書きください。)									

【緊急時の家族等の連絡先】

	氏 名	続 柄	住 所	電話番号(自宅・携帯)
1				自 携 宅 帯
2				自 携 宅 帯

【避難支援者】

必ず記載

区分	氏 名	続 柄	住所	電話番号(自宅・携帯)
安否 確認者				自 携 宅 帯
				自 携 宅 帯
				自 携 宅 帯
避難 支援者				自 携 宅 帯
作成者	電話番号()	

【備考】

- ※ 避難支援者・避難支援組織は、ボランティア精神に基づき支援されるもので、支援者の被災などにより、必ず支援されるとは限られません。避難支援は、地域での助け合いの制度ですが、普段の生活から地域と交流を持ち、家具の転倒防止や安全な住まいづくりなどご自身の備えがとても大切です。
- ※ この台帳に記載された情報は、災害発生時に地域の避難支援により生命の安全を図るものであり、複写することや、目的外の利用、他に情報を流したりすることを禁止します。
- ※ 避難支援者に変更があった場合は市危機管理課までご連絡ください。
- ※ 居住地を変更されると登録情報が抹消されます。再度新住所地で登録申請をしてください。

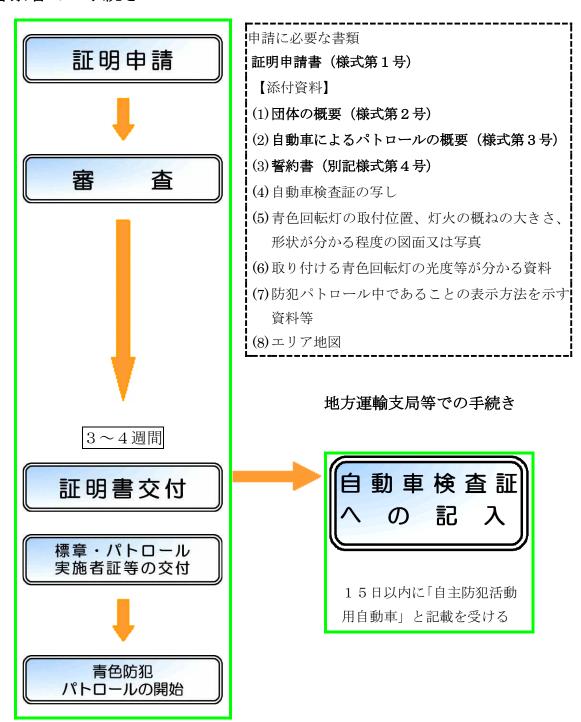
[※]事務欄は市で記載しますので、記入しないでください。



青色回転灯パトロール車申請手続きの流れ

パトロール地域を管轄する警察署 (守山警察署生活安全課) を通じて警察本部長宛に申請します。

警察署での手続き



- ※ パトロールを行うには、警察署において講習を受けることが必要です。受講にあたっては、 警察署との日程調整が必要となりますので、守山警察署生活安全課(TEL: 583-0110)まで ご相談ください。
- ※ 青色回転灯の取り付け費用に対して助成制度があります。新たに取り付け(更新含む)を検 討されている場合は、滋賀県防犯協会(TEL:525-6529)までご相談ください。

安全・安心メールの利用促進にかかるチラシの作成について

☆チラシに<u>必ず記載</u>していただきたい内容

- ●配信される内容
 - ○災害情報
 - ○気象情報
 - ○行政情報
 - ○地震情報
 - ○防犯情報
- ●[t-moriyama@sg-p.jp]に空メールを送り、返信されたメールに記載されている手順に従って登録してください。

☆チラシにできれば記載していただきたい内容

- ●配信される内容
 - ○災害情報(避難勧告、国民保護情報(ミサイル・テロ)等)
 - ○気象情報(特別警報、大雨洪水·防風警報、竜巻注意報等)
 - ○行政情報 (PM2.5、インフルエンザ、食中毒、熱中症等)
 - ○地震情報(震度5弱以上)
 - ○防犯情報(詐欺、不審者情報等)
- ●カメラ機能付き携帯電話で次のQRコードを読み取り、サイトに接続後、手順に従って登録してください。



●迷惑メール設定をしている場合は、事前に「sg-p. jp」のドメインからの受信を許可する設定にしてください。

「話」 対話・コミュニケーション









(多世代交流、居場所・生きがい・担い手づくり)





担当課:健康福祉政策課(077-582-1123)/長寿政策課(077-584-5474)

こども家庭相談課(077-582-1137) ※子ども食堂について/市民協働課(077-582-1148) ※(1)「デジタルデバイド対策」、(2)、(3)について

メニュー	対象事業	取組事例
交流 (多世代交流、 居場所・生きが い・担い手づく り)	(1)居場所づくり・生きが いづくり	・【通】自治会館等の開放(月1回以上) (地域の子どもから高齢者、障がい者、子育て中の親等が気軽に寄れる場の提供。自治会館の開放のみでも構いません) ・寺子屋のような世代間交流の場(年2回以上)(地域の高齢者等の知恵や知識、伝統遊び、昔ながらの遊びなどを子どもたちへ伝承する事業) ・知識や経験を活かした活動(デジタルデバイド対策としてのパソコン・スマホ教室の開催など)※デジタルデバイド…インターネット等情報通信技術を使える人と使えない人の間に生じる情報格差のこと。※複数取組可 ・地域貢献活動(地域のグループや団体による自主的な清掃活動や草刈り)※複数取組可 ・子ども食堂(子どもの居場所づくり)(年3回以上)など
	(2)住民同士の絆づくり	運動会、文化祭、趣味の発表会や展示会など、住民同士の絆づくりを目的とし、全住民が参加対象となるイベント等の開催
	(3)自治会事務の効率 化・担い手づくり	ZOOM活用による事業実施(勉強会や講座、交流会の開催)やSNS・ホームページによる自治会情報の発信など、若い世代をはじめ、住民に自治会活動を知ってもらっための取組や自治会事務の効率化を図る取組等

〈報償金額〉

A:5つ以上取組で**50,000円** B:4つ取組で**40,000円** C:3つ取組で**30,000円**

D:2つ取組で**20,000円** E:1つ取組で10,000円

【地域連携加算】+10,000円

上記(1)、(2)の取組のうち、他の自治会と共同での取組が1つ以上あれば加算

※年1回以上、参加者が交流できる場を設けてください。

〈その他要件・注意事項〉

・遊友ホリデー、すこやかサロン、子育てサロンなど、他の制度の助成を受けて行う事業は対象外。

〈事業報告書への添付書類の例〉

各取組の実施期間や内容がわかる書類…**実施日一覧、写真、開催案内、啓発チラシや広報紙等**

「話」 対話・コミュニケーション

4 交流 (地域とのつながりづくり)









担当課:市民協働課(077-582-1148)/都市計画・交通政策課(077-582-1132)※「公共交通」利用について

メニュー	対象事業	内容·要件等
交流(バス)	貸切バスまたは公共 交通機関の利用によ る研修会の実施	【研修テーマ事例】 防災、環境、歴史、平和学習、自治会運営など (研修の目的を明確にすること) ※「貸切バス」の利用は、バスの大きさおよび台数に応じた報償金を支給します。 市有バスの利用は対象外です。 ※自治会事業計画に基づく事業で、年1回に限ります。 ※行楽のみの場合は対象外です。必ず研修・学習の内容を取り入れてください。 (バス車内でのDVD鑑賞等による研修は対象外です。実地での研修を取り入れてください。) ※「公共交通」の利用は、市内路線バスを10名以上が乗合いで利用した事業に限ります。 ※行き先が環境センターである場合、「6 ごみの減量化・再資源化」と兼ねて報告可能です。

〈報償金額〉※ 1 台あたり

A:大型 **45,000円** B:中型 **30,000円** C:小型 **25,000円** D:マイクロ **20,000円** E:公共交通(市内路線バス) **10,000円**

- ・各取組の実施期間や内容がわかる書類…【貸切バス・公共交通共通】写真、開催案内等
- ・その他、この取組の報告に必要な書類
 - …【貸切バス】バスの大きさや台数がわかる書類(明細書等)、バス代の領収書写し
 - …【公共交通(市内路線バス)】利用した区間(〇〇駅~守山駅等)、利用者数がわかる書類

「話」 対話・コミュニケーション

5 健康







担当課: すごやか生活課(077-581-0201)/母子保健課(077-583-0898)

地域包括支援センター (077-581-0330) ※メニュー(3)について/市民協働課 (077-582-1148) ※感染症対策備品購入について

メニュー	対象事業	取組事例
	【必須】 (1)健(検)診受診率向 上への取組	・健(検)診の重要性の講座の開催、啓発チラシの作成など
健康 ※市からの講 師派遣等の支 援については15 ページを参照	(2)健康づくり・健康意識の向上等への取組	 ・健康教室の開催 ・ウォーキング大会の開催 ・グラウンドゴルフ大会・教室の開催 ・BIWA-TEKUアプリ活用の啓発 ※詳細はP21、22を参照 ・感染症(コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等) 予防対策の啓発 ・感染症対策に資する備品・消耗品の購入 ※税込1万円以上購入し、自治会活動で活用する場合のみ対象 ※領収書の写し(金額、日付、品名がわかるもの)および購入備品一覧表(P23)を必ず提出すること。
	(3)介護予防につながる 取組	・【通】継続的な体操教室(月1回以上) ・在宅医療や認知症、フレイル予防等、介護に関する学習会の開催 ※「フレイル」とは…加齢や疾患によりさまざまな体の機能が衰え、健康な 状態と介護が必要な状態の中間にあたる状態のこと。

〈報償金額〉※(1)の取組は必須

A:5つ以上取組で**50,000円** B:4つ取組で**40,000円** C:3つ取組で**30,000円**

D: 2つ取組で**20,000円** E: 1つ取組で**10,000円**

【地域連携加算】+10,000円

上記(1)、(2)、(3)の取組のうち、他の自治会と共同での取組が1つ以上あれば加算

〈その他要件・注意事項〉

- ・『【必須】(1)健(検)診受診率向上への取組』に取り組まれない場合は「健康」メニューは全て対象 外です。
- ・市からの講師派遣等の支援についてはP18~20を参照。
- ・すこやかサロン、子育てサロンなど、他の助成を受けて行う事業は対象外です。
- ・事業の実施にあたっては、健康推進員を積極的に活用してください。

- ・各取組の実施期間や内容がわかる書類…実施日一覧、写真、開催案内、啓発チラシや広報紙等
- ・「感染症対策に資する備品・消耗品の購入」
 - …領収書の写し(金額、日付、品名がわかるもの)および購入備品一覧表(P23)の両方を 必ず提出すること。

「わ」で輝く自治会応援報償事業

「健康:元気で長生きするための健康づくり」

「健康:元気で長生きするための健康づくり」の取組対象となる事業等について、 次の内容について、市から講師派遣等の支援をさせていただきます。

★事業実施に際しては、健康推進員と連携しての積極的な取り組みをお願いします。

実施内容	具体的な内容(情報や資料の提供ができるものなど)
1 健	・次の内容について、講師派遣やお話をすることができます。 ・1 講座につき、1 時間程度(45 分以上)を原則とします。
健(検)診の重要性の講座の開催	 ① がん検診(大腸がん、胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん)について「がん検診を受けましょう」 ② 健康診査について「健康診査の結果から生活習慣を見直しましょう」 39歳以下健診特定健診(守山市国民健康保険) 75歳以上健診 ③ 検診(COPD、結核、肝炎ウイルス、骨粗しょう症、歯科)について
	【担当】すこやか生活課 Tm.581-0201

実施内容	具体的な内容(情報や資料の提供ができるものなど)					
	・次の内容について、講師派遣やお話をすることができます。					
	・1講座につき、1時間程度(45 分以上)を原則とします。					
	① 予防接種について(子ども・高齢者)					
	② 健康な食生活について					
	③ 食育について					
	④ 生活習慣病予防について(高血圧、糖尿病、心疾患、脳卒中、骨粗しょう症、 慢性腎臓病など)					
	⑤ 運動 (ストレッチ) の効用や方法 (BIWA-TEKU(ビワテク)アプリについてなど)					
	⑥ メタボリックシンドロームについて					
	⑦ たばこと健康について (肺がん、COPDなど)					
	⑧ こころの健康づくりについて (うつ、睡眠障害、ゲートキーパー研修など)					
	⑨ お口の健康について(むし歯、歯周病予防)					
	⑩ 乳幼児・子どもの健康について					
	⑪ 乳幼児・子どもの栄養について					
	⑫ 在宅医療や介護について					
2	(1) 介護保険について					
マ	(2) 訪問診療について					
そのか	(3) 訪問歯科診療について					
他健康講座開	(4) 終活のススメ〜エンディングノートを書いてみよう〜					
康	(5) 介護支援専門員の役割について					
蔣	(6) 訪問看護師の役割について					
	(7) 在宅における服薬管理について					
催	⑬ 地域で守ろう!高齢者の人権~介護する人とされる人を守るために~					
等	④ 認知症サポーター養成講座(初級編)・認知症みまも一り一♡隊員養成講座(上級編)					
	⑤ もの忘れチェック(もの忘れ相談プログラム)					
	⑥ 介護予防・フレイル予防・健康づくりについて					
	(1) お口の健康と栄養について					
	(2) 認知症予防について					
	(3) うつ・閉じこもり予防について 概ね、65歳以上を対象					
	(4) 転倒予防について とした出前講座です。					
	(5) 百歳体操(紹介・体験)					
	(6) 健康のび体操(紹介・体験)					
	(7) もりやまプラス体操					
	(8) 生活習慣病予防について					
	(9) 季節に応じた健康管理について					
	【担当】					
	① ~ ⑨ すこやか生活課 Tm:581-0201					
	⑩、⑪ 母子保健課 Tel: 583-0898					
	⑫ ~ ⑯ 地域包括支援センター Tm: 581-0330 FAX: 581-0203					

実施内容	具体的な内容(情報や資料の提供ができるものなど)
3 健康	・守山市健康推進員連絡協議会の活動として、出前講座に登録されている講座です。 ・所要時間は講座により異なります。(詳細は相談により)
健康推進員による啓発活動	健康推進員による各種講座 ① 離乳食講座 ② 虫歯予防講座 ③ 防煙講座 ④ 手づくりおやつ講座 ⑤ 食育講座 ⑥ 運動講座 ⑦ 食生活改善講座 ⑧ レシピの配布 (健康推進員作成) 【担当】すこやか生活課 Tm.581-0201
4 啓発紙の発行	・健診受診率向上への取組として、啓発紙の発行や自治会広報での特集・連載のための情報提供を行います。 ・次の内容の資料提供(記事提供)を行うことができます。 1健(検)診の重要性の講座の開催 ①~③ 2 その他健康講座開催等 ①~⑯ 3健康推進員による啓発活動 ⑧
	【担当】 1 ①~③、 2 ①~⑪、 3 ⑧ すこやか生活課 Tm:581-0201 2 ⑫~⑯ 地域包括支援センター Tm:581-0330 FAX:581-0203
5 その他	・1~4の他に、次の内容について、市が実施や支援、情報提供を行っことができます。 ① 健康機器を用いての啓発(市の物品活用等) ② つどい等の自治会事業での健康についての啓発活動 (健康推進員と共同で) ③ 「第3次健康もりやま21」からの情報提供 ・市の健康にかかる目標、現状データ ・計画ダイジェスト(特徴・内容) ② は康啓発動画の情報提供 【担当】すこやか生活課 Ta:581-0201 ※第3次健康もりやま21…国が21世紀における国民健康づくり運動の指針として 「健康日本 21 (第3次)」を策定し、これに基づき一人ひとりが考え、行動するための市の健康づくり計画として平成25年3月に策定(令和17年度までの計画)

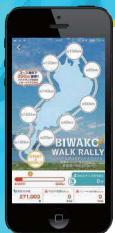
楽しくポイントを貯めてお得に 「健康で長生き!」を目指そう。

滋賀県の健康づくり、 健診 (検診) 啓発マスコットキャラクター 「しがのハグ & クミ」



楽しく健康づくりを実践・体験!!健康づくりの意識付けと 習慣化を目的とした気軽に参加できる健康推進アプリ

BULLER



バーチャル モバイル ウォーキングラリー スタンプラリー

歩いた歩数で チャレンジ。 バーチャルで びわこ一周も!



魅力溢れる各市町の コース内のスポットに チェックイン!



貯めた **健康ポイント** で賞品を もらおう!

スタンプを取得しました!

10pt mm



健康促進に関する アクションで **健康ポイント** を貯めよう!

健康手帳



健診受診や 日々の身体情報登録 でポイント取得!





健康イベント

各市町の 健康イベントに参加して ポイントを貯めよう!





滋賀県、大津市、草津市、栗東市、甲賀市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、竜王町、彦根市、多賀町、長浜市、近江八幡市 守山市、野洲市、愛荘町、豊郷町、全国健康保険協会滋賀支部、滋賀県市町村職員共済組合、地方職員共済組合滋賀県支部

りこの地域を検索

スタンプラリー

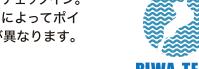
各市町のお勧めコース をめぐりチェックイン。 スポットによってポイ ント数が異なります。



ox's Walking

日々の目標 目標を立てた健康づく 1.ウォーキング りを実践して1日1ポ 2.体操をする イント。7日間連続達 3.朝食を食べる 成でボーナスポイント!

cm



健

康

ントを貯

め

本日の測定結果 身長(cm)

身体情報を登録

デイリーポイント

体重・体脂肪率・血圧を 登録して1日1回1項 目につき 1 ポイント。 グラフで確認も可能。



各種成人スポーツ教室

におの浜ふれあいスポーツセン 2022/01/01(土)~2022/12/

i詳細情報 ★ポイント

ノルディックウォーク体

@ 10#7×1

② 20ポイント

バーチャルラリー

端末内蔵のヘルスア プリと連動し、計測さ れた歩数を利用して バーチャルコースを 達成。



健康イベント

各市町で対象の健康 イベントに参加。 イベント毎に取得ポイ ント数が異なります。



体重(kg)

健診を受診

特定健康診査やがん 検診、歯科検診を受診 してポイント獲得!

New!

近くの店舗・施設を



医療費抑制効果が

自身の歩行による医療費抑制 効果を算出し、見える形で表 示されます。

日々の取り組みが医療費抑制 効果に繋がります。







スタンプラリーの MAP上に 各市町のBIWATEKU協賛店 舗や施設をご紹介! お近くにお越しの際は、是非 立ち寄ってみてね。

健診や日々の測定で 自己管理!



年1回、受診された健診データ を登録するとポイント取得! 日々の測定では、初回測定値よ り同年最終測定値が改善され ていれば ボーナスポイントも!

気の合う仲間で グループ参加!



複数人で協力して参加するグ ループ機能。招待されたグル ープに参加すると、グループ 内の平均取得ポイントでラン キングにも参加できます。

ポイントの蓄積期間は毎年1月1日~12月31日迄です

、集めたポイントで協賛企業等から提供された素敵な賞品が抽選で当たる! √

応募対象者

19歳以上の方

(40歳以上74歳までの方は 特定健康診査の受診をされた方)

応募方法

貯めたポイントの応募口数を 利用してアプリから 応募してください。

応募期間

翌年1月 1日~ 1月31日迄



こちらから無料で















※ 参加者は、事前に健康診断を受けるなど、万全の健康管理のもとご参加ください ※ 交通ルールや歩行マナーを守り、事故には十分注意してください(歩きスマホ) ※ 体調が悪いときは無理せず休憩したり中断するな ど体調管理に気を配りましょう ※ Apple、Appleのロゴは米国および他国のApple Inc.の登録商標です ※ Google、Android およびAndroid ロゴ、Google Play は、Google Inc.の商標または登録商標です

感染症対策 購入備品一覧表

自治会名	
------	--

※本様式と併せて、購入した物品の金額、日付、品名等がわかる領収書やレシートの写しを提出 自治会長名

してください。

番号		年月		備品名	個数	支払い金額 ※税込金額を記入	購入先	活用方法
例	令和 7		1	アルコール消毒液	2	1,600	○○商店	自治会館入館時に、手指消毒用として使用する。
1						円		
2						円		
3						円		
4						円		
5						円		
6						円		
7						円		
8						円		
9						円		
10						円		
11						円		
12						円		

合計	
	円

[※]税込での合計金額が10,000円以上の場合に報償金の支給対象となります。 ※報償金額は、購入合計金額によらず一律10,000円となります。

「環」資源循環型社会

6 ごみの減量化 ・再資源化

















担当課:ごみ減量推進課(077-584-4692)/生活支援相談課(077-582-1161)※フードドライブについて

メニュー	対象事業	取組事例
ごみの減量化・再資源化	(1)ごみの減量化・再資 源化への取組	・正しいごみ・資源物の出し方やルールの啓発 ・ごみ集積所の立会啓発 ・環境センター見学会 ※バス借り上げする場合、「4 交流(バス)」と兼ねて報告可能。 ・ごみの減量や適正処理、分別等に関する学習会 ・マイバッグ・マイ箸持参、食品ロス削減運動の実施 ・小型家電や雑誌・雑紙の回収促進に向けた取組実施(自治会イベントでの回収活動や回収ボックスの設置※啓発のみは対象外) ・自治会フードドライブの実施 ・ダンボールコンポスト講習会の実施
	(2)不法投棄・ごみの持 ち去り対策	・ポイ捨て防止、不法投棄防止の看板設置 ・持ち去り抑制の掲示物の設置 など

〈報償金額〉

A:5つ以上取組で**50,000円** B:4つ取組で**40,000円** C:3つ取組で**30,000円**

D: 2つ取組で**20,000円** E: 1つ取組で**10,000円**

〈事業報告書への添付書類の例〉

- ・各取組の実施期間や内容がわかる書類
 - …実施日一覧、写真、開催(開設)案内、啓発チラシや広報紙等
- ・その他、取組内容により必要な書類
 - …小型家電の回収促進に向けた取組 雑誌・雑がみの回収促進に向けた取組

取組状況の写真

フードドライブとは?

- ・家庭で余っている食品や飲料を持ち寄り、食品を必要とする人や団体、施設等に寄付する活動です。
- ・フードドライブで集まった食品の具体的な提供先は、福祉施設や生活困窮者の支援団体、子ども食堂、炊き出しなどです。
- ・集まった食品は、フードドライブを実施された自治会が直接提供先に届けるケースと、フードバンク等を経由 するケースがあります。フードバンクを経由する場合は、P.25をご参照ください。

『もったいない』を「笑顔」と「絆」に!

ご家庭に眠っている

食品大募集!

食

品

ス

が

誰

か

の

笑

顔

に

ご家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクびわ湖を通して、食料支援を必要とするご家庭や福祉施設に無償で提供する『フードドライブ』に自治会で取り組んでみませんか?

自治会が指定する 日時に回収箱へ



自治会





※回収箱はお貸しできます。 フードバンクびわ湖へお問い合わせください。

ご提供いただきたい食料品

✓ 未開封で賞味期限1か月以上の食料品

お米(前年以降収穫分)

缶詰・レトルト食品・イン

スタント食品・パスタ・

素麺・飲み物・調味料・

のり・ふりかけなど

賞味期限が1か月を切っている食品 賞味期限が明記されていない食品 開封されている食品

アルコール (みりん、料理酒除く) 生鮮食品

ご提供いただけない食品

お問い合わせ

ロ フードバンクびわ湖

守山市吉身2丁目5番9号 よしみ乳児保育園内

> 電話 090-1445-7891 (担当:小西)

※フードバンクびわ湖は守山市と協定を締結し、 フードドライブの取組を共に進める団体です。

「環」資源循環型社会

7 環境保全









担当課:環境政策課(077-584-4691)

メニュー	対象事業	取組事例
	(1)環境学習会の開催 (講師派遣による学習会、 関連施設の見学等)	・ほたるに関するもの ・水環境保全(琵琶湖、野洲川、赤野井湾、木浜内 湖等)に関するもの ※学習会開催をご検討の際は、環境政策課までご相談くださ い。講師派遣等の支援をさせていただきます。
環境保全	(2)琵琶湖や河川、水環境の保全に関する取組	・外来水生植物の駆除 ・生き物観察会の開催や生息環境の整備 ・琵琶湖や河川の自然体験学習の開催 ・自治会独自で行う湖岸清掃等 ・自治会内の河川におけるごみの回収活動(年6回以上) ・河川へのポイ捨て防止の啓発(看板の場合2か所以上) ・ほたるの保護に関する意識啓発や生息環境の保全など
	(3)ペットの飼養マナーアップに関する取組	・チラシやポスター、看板の新設 (看板の場合 2 か所以上) ・【通】ペットマナーアップ巡回活動 (月 1 回以上) など

〈報償金額〉

A:5つ以上取組で**50,000円** B:4つ取組で**40,000円** C:3つ取組で**30,000円**

D:2つ取組で**20,000円** E:1つ取組で**10,000円**

【地域連携加算】+10,000円

上記(1)~(3)の取組のうち、他の自治会と共同での取組が1つ以上あれば加算

〈その他要件・注意事項〉

- ・同日に学習会と事業を実施された場合については、いずれか1事業とします。
- ・市や他の機関が主催するものへの参加は対象外です。
- ※市主催の湖岸清掃運動、赤野井湾再生プロジェクト主催の湖底ごみ除去活動は、令和5年度から対象外です。

- ・各取組の実施期間や内容がわかる書類
 - …実施日一覧、写真、開催(開設)案内、啓発チラシや広報紙等

「環」資源循環型社会

8 脱炭素







担当課:環境政策課(077-584-4691)

都市計画・交通政策課(077-582-1132)※公共交通に関する学習会、バス、もーりーカーの利用について

メニュー	対象事業	取組事例
	(1)学習会の開催 (講師派遣による学習会、 関連施設の見学等)	・地球温暖化防止に関するもの ・省エネルギーに関するもの ・公共交通に関するもの ※学習会開催をご検討の際は、環境政策課までご相談ください。講師派遣等の支援をさせていただきます。
脱炭素	(2)地球温暖化防止、 省エネルギーの推進に 関する取組	・クールビズ・ウォームビズ、節電、節水、省エネ家電の活用に関する啓発 ・太陽光発電・蓄電池の導入、再エネ電気への切り替え、省エネ、断熱リフォームに関する啓発 ・食の地産地消、脱炭素型の製品・サービス利用に関する啓発 ・自治会館等でのクールシェアまたはウォームシェアの実施・自治会が主催する集会・会議等でのマイボトル持参を推進する取組(集会・会議等の案内文で参加者に周知など)・熱中症予防・対処方法の周知・啓発・バス、もーりーカーの利用促進(チラシの作成、利用促進に関する出前講座など)・公共交通機関の利用、エコドライブに関する啓発・うちエコ診断の受診(5世帯以上) ※受診方法について、詳細は28ページを参照

〈報償金額〉

A:5つ以上取組で**50,000円** B:4つ取組で**40,000円** C:3つ取組で**30,000円**

D: 2つ取組で**20,000円** E: 1つ取組で**10,000円**

〈その他要件・注意事項〉

・同日に学習会と事業を実施された場合については、いずれか1事業とします。

- ・各取組の実施期間や内容がわかる書類
 - …実施日一覧、写真、開催(設)案内、啓発チラシや広報紙等

滋賀県うちエコ診断について

▶うちエコ診断とは

資格を有する「うちエコ診断士」が環境省の専用ソフトを使い、パソコンでご家庭のライフスタイルに合わせた具体的な省エネ・CO2削減対策をわかりやすくご提案するものです。

▶|うちエコ診断でできること

- 1. ご家庭の電気代やガス代を平均世帯と比較できます
- 2. ご家庭の"どこで"エネルギーを使いすぎているか原因がわかります
- 3. ご家庭の光熱費の効果的な削減対策をご提案いたします <例:省エネのコツ・節水アドバイス・家電買い替えのアドバイス など>

▶うちエコ診断の方法

┃ 団体診断 〕

自治会館や会議室等の 会場を提供いただき | 世帯ずつ順に診断

2 「オンライン診断 〕

ZOOM (オンライン会議ツール) を使用する診断

3 窓口診断

当センターに お越しいただく診断

受診者には プレゼントあり!

4 訪問診断

うちエコ診断士が ご自宅を訪問する診断

5 (会場診断

イベントにおける ブース出展に合わせて お越しいただく診断

▶|申込から診断までの流れ

・あらかじめ **受診世帯数 (受診者) /診断方法/診断希望日 (第3希望日まであると望ましい)** を決定 《おねがい》

守山市の「『わ』で輝く自治会応援報償事業」では、5世帯以上の受診が条件です。

診断日および診断方法については、できる限り自治会の皆様が同じになるよう調整してください。

滋賀県地球温暖化防止活動推進センターへ問い合わせ

TEL: 077-569-5301 E-mail: ondanka@ohmi.or.jp

診断日より トヶ月前まで

【申 込】

| 週間要

日程調整

申込

・当センターが条件に沿った担当診断士を調整⇒日時決定

事前調査票

診断

アンケート

- 以下のいずれかの方法で事前調査票(光熱費やライフスタイルに関するもの)を提出
- ① **[Web]** <u>受診者各自</u>がホームページ< <u>https://www.ohmi.or.jp/ondanka/diagnostication/</u> >から入力
- ②【**郵送**】当センターから<u>自治会の代表者様(または各受診者のご自宅)</u>に書面の調査票を郵送⇒記入後、返送

【提出】 診断日より 2週間前まで

提出いただいた事前調査票をもとに、 | 世帯30分程度で診断 《おねがい》

オンライン診断をのぞき、診断に必要なPC・プリンター(診断結果をその場でお渡しするため)を持参します。 **電源の確保**をお願いします。

3ヶ月後

・診断日より3ヶ月後を目処に、メールまたは書面にて、 診断前後でどのくらい省エネな暮らしに変化したのかを伺うアンケートへ回答 《おねがい》

アンケートのご回答をもって「うちエコ診断」が終了となりますので、必ずご回答願います。

滋賀県地球温暖化防止活動推進センター(公益財団法人淡海環境保全財団)

【問合せ先】

草津市矢橋町字帰帆2108 淡海環境プラザ2F

TEL:077-569-5301 FAX:077-569-5304 E-mail:ondanka@ohmi.or.jp



▲詳細はこちら!

9 先駆け







担当課:市民協働課(077-582-1148)

メニュー	対象事業	要件等
先駆け	地域の特色を活かし たまちづくりや他の自 治会の模範となる新 たな取組の実施	※「(様式第1号)別紙 事業報告書 兼 先駆けレポート」(P82~83)に取組内容を具体的に記載してください。 ※他の自治会の模範となる新たな事業を実施してください。 ※同一事業への支給は3年までです。 ※支給の対象は2事業までです。 ※祭礼行事の実施は対象外です。 ※他の補助金などを受けて実施する取組と兼ねることはできません。 ※ソフト事業のみが対象です。 これまでに各自治会で実施された取組事例(抜粋)はP30~58参照

〈報償金額〉

A: 2つ以上取組で**60,000円** B: 1つ取組で**30,000円**

- ・各取組の実施期間や内容がわかる書類…写真、開催案内、啓発チラシや広報紙等
- ・その他、この取組の報告に必要な書類
 - …「(様式第1号) 別紙 事業報告書 兼 先駆けレポート」 (→P82、83参照)